平成２３年（フ）第１６１８号
横浜市神奈川区新子安１丁目30番11号　エトワール堤101号
破産者　藤井　泰洲
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０９号
横浜市都筑区早渕１丁目３番14号　イーストフレア金子202、開始決定時の住所横浜市都筑区川和台18番９号
破産者　北澤　秀二
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６７号
静岡市葵区北安東３丁目３番35―103号
破産者　難波　朋有
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６８号
静岡市葵区北安東３丁目３番35―103号
破産者　難波　洋子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８３号
大阪府貝塚市小瀬40番地１エルンテ101号、開始決定時の住民票上の住所大阪府貝塚市東108番地12棟103号、営業所所在地大阪府泉佐野市鶴原４丁目９番13号
破産者　岡本熔工所こと　岡本　直樹
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
大阪府貝塚市半田1061番地１、前住所大阪府和泉市唐国町２丁目13番51号
破産者　魚井　照美
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
大阪府岸和田市下池田町３丁目２番15号
破産者　矢野　正子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
大阪府泉南市鳴滝１丁目４番６号
破産者　暖こと　上中　勝征
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２８２号
広島市中区大手町５丁目７番27号
破産者　おおの矯正歯科クリニックこと　大野　正司
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０９号
広島市西区高須１丁目６番48―101号、開始決定時の住所広島市安佐南区伴東８丁目60番16号
破産者　宮田　英憲
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１０号
広島市安佐南区沼田町大字伴6409番地１、開始決定時の住所広島市安佐南区伴東８丁目60番16号
破産者　宮田　和明
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０号
北海道富良野市字西達布2703番地
破産者　尾野　晃昭
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５６号
北海道旭川市神楽岡７条５丁目５番９号
破産者　米澤　恵美（旧姓畦内）
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０６号
北海道旭川市神居６条16丁目２番３号
破産者　青野　晋也
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝68番地２
破産者　齋藤金三郎
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
埼玉県東松山市日吉町３番５号、開始決定時の住所埼玉県比企郡小川町大字大塚496番地17
破産者　佐次清秋雄
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４３号
相模原市中央区上溝６丁目１番２―602号
破産者　角浜　利夫
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７５号
新潟県新発田市西園町１丁目３番２号
破産者　市川　民夫
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８１号
新潟県村上市中原4001番地１
破産者　村井　陽子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部